

NCN ケーブルプラスSTB-2 サービス利用規約

第1条(総則)

日本海ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」という。)は、当社が別に定めるCATV加入契約約款(以下「テレビ約款」という。)および、インターネット接続サービス契約約款(以下「インターネット約款」という。)

ならびにこの「ケーブルプラスSTB-2 サービス利用規約」(以下「本規約」という。)に基づき、テレビ約款とインターネット約款で定めるサービスに関する附帯するサービスとしてケーブルプラスSTB-2 サービスを提供します。

第2条(用語の定義)

この規約において使用する用語の意味は、テレビ約款およびインターネット約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. ケーブルプラスSTB-2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器
2. ケーブルプラスSTB-2 サービス	テレビ約款第12条(セットトップボックスおよび付属品)に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス(以下「ケーブルプラスSTB サービス」という。)
3. 加入者	当社とケーブルプラスSTB-2 サービスの加入契約を締結した個人または法人
4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者
5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ
6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTB-2などから利用するために必要な「ID」のこと

第3条(規約の適用)

本規約は、当社が提供するケーブルプラスSTB-2 サービスに関し適用されるものとします。

- 本規約の規定がテレビ約款、インターネット約款の規定と矛盾または抵触する場合は、テレビ約款、インターネット約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
- 当社は、加入者の承諾なく、本規約を変更することがあります。その場合には、ケーブルプラスSTB-2 サービスの条件は変更後の規約によるものとします。

第4条(提供するサービス)

当社および提携事業者は、ケーブルプラスSTB-2 サービスの加入者に対しそのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。

- 当社が提供するサービス
当社は、テレビ約款およびインターネット約款ならびに本規約に基づき、ケーブルプラスSTB-2を設置します。
 - 提携事業者が提供するコンテンツ
提携事業者は、次のコンテンツの提供を行います。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは波失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。
 - セキュリティソフトウェア(ウィルスバスター)
ケーブルプラスSTB-2を利用いただく場合は、セキュリティソフトウェアが自動的に利用開始となることを承諾していただき、トレンドマイクロ株式会社が別に定める「ウィルスバスター for au」使用許諾契約書および注意事項を遵守していただきます。
 - その他提携事業者提供のコンテンツ
提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されるコンテンツの利用に際しては、本規約の他に各提携事業者が定める規約利用条件等を遵守していただきます。
- 2.前項に定めるサービスは、当社および提携事業者の都台により変更もしくは終了することがあります。

第5条(au IDの提供)

- ケーブルプラスSTB-2の利用には、KDDI株式会社が提供する「au ID」が必要となります。
- 加入者は、ケーブルプラスSTB-2を利用する場合は、KDDI株式会社が別に定める「au ID利用規約」に同意していただきます。また、ケーブルプラスSTB-2 1台につき1個の「au ID」をあらかじめ提供しますので、申し込み時に暗証番号を設定していただきます。
 - 加入者は、ケーブルプラスSTB-2上で利用されたコンテンツに対する課金および問合せ等の対応のために、前項で払い出された「au ID」が設定されているケーブルプラスSTB-2の機器情報を、当社がKDDI株式会社へ提供することについて承諾していただきます。

第6条(ケーブルプラスSTB-2 サービスの提供条件)

- ケーブルプラスSTB-2 サービスの利用にあたっては、事前に多チャンネルテレビサービス(特例地デジ再送信契約を除く)の契約を締結し、かつインターネットサービス(エコノミーコースを除く)の契約を締結していること、またはケーブルプラスSTB-2サービスの申し込みと同時に締結することが必要となります。なお、ケーブルプラスSTB-2サービスの申し込みは、テレビ約款、インターネット約款および本規約を承諾し、別に定める加入契約書に所要事項を記入捺印の上当社に申し込むものとします。所要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号の何れかに該当する場合には、前項に基づく申し込みを承諾しないことがあります。
 - KDDI株式会社が定める「au ID利用規約」に同意いただけない場合。
 - 提携事業者が別に定める規約等に同意いただけない場合。

第7条(ケーブルプラスSTB-2 サービスの料金)

- 加入者は、別表に定める料金表に従ってケーブルプラスSTB-2サービスの利用料を支払うものとします。
- 加入者は、加入者の責めによらない事由により、ケーブルプラスSTB-2の利用ができない状態が発生した場合においても、第4条に定めるコンテンツは、提携事業者が定める規約により利用料の支払いを要します。
 - 当社は、ケーブルプラスSTB-2サービスの料金を変更することがあります。
 - 支払方法その他については、テレビ約款、インターネット約款に基づいて取り扱います。

第8条(責任の制限)

- 当社は、ケーブルプラスSTB-2 サービスの内容を変更または終了することがあります。変更または、終了によっておこる損害の賠償には応じないものとします。
- 当社は、ケーブルプラスSTB-2 サービスの中断、天災、事変その他当社の責めによらない事由によるサービス提供の停止に対しての損害賠償には応じないものとします。
 - 当社は、ケーブルプラスSTB-2の利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害(第4条第1項の提携事業者によるコンテンツにより生じた損害を含む。)およびケーブルプラスSTB-2を利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。
 - 当社は、ケーブルプラスSTB-2 サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりケーブルプラスSTB-2サービスの提供をしなかったときは、テレビ約款ならびにネット約款に従いその加入者の損害を賠償します。

第9条(免責)

- ケーブルプラスSTB-2 サービスに関し、当社が加入者に対し負担する責任は、前条の規定によるほか、次に該当する場合には、損害賠償責任は発生しないものとします。
- ケーブルプラスSTB-2に接続する加入者所有等のデジタル録画機器、外付けハードディスク等の利用について、録画再生機能の不具合および録画物等(蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします。)の消失、破損等が生じた場合。また、ケーブルプラスSTB等機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。
 - ケーブルプラスSTB-2(蓄積、記録用媒体等)に保存された各種ソフトウェアの消失、破損等が生じた場合。
 - ケーブルプラスSTBと連携する加入者所有等のタブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等が正常動作しなかったことにより不具合が発生した場合。

また、タブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等の故障等による障害が発生した場合。

(4) 第4条第1項(2)①に規定するセキュリティソフトウェアの不具合が発生した場合。また、そのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合。

- 2.加入者は、ケーブルプラス STB-2 サービス提供期間中、当社から貸与された機器を自らの注意をもって管理し、移動、取り外し、変更、分解または損壊しないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。
- 3.加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているケーブルプラス STB-2(au ID 提供)の使用状況は、設備の保持、維持、向上を目的とし、個別の識別、特定ができないように加工した統計資料としたうえで、「au ID」を発行している KDDI 株式会社へ提供するものとします。

第 10 条(ケーブルプラス STB-2 サービスの停止および解除)

当社は、加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、加入者への事前通知または催告なしに、直ちに当該加入者に対しケーブルプラス STB-2 のサービス提供停止、またはケーブルプラス STB-2 サービスの利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合。
(2) ケーブルプラス STB-2 サービス提供を妨害した場合。
(3) 本規約またはテレビ約款、インターネット約款のいずれかに違反した場合。
(4) ケーブルプラス STB-2 の利用に関連して、当社、他の加入者または第三者に損害を与えたことが明らかな場合。
(5) その他、当社が加入者として不適切と判断した場合。

2.加入者が、多チャンネルテレビサービス(特例地デジ再送信契約を除く)またはインターネットサービス(エコノミーコースを除く)のサービスを解約またはそれ以外のサービスに変更したときは、ケーブルプラス STB-2 サービスも同時に解約するものとします。

3.前項による解約もしくは変更の場合、当社が提供したケーブルプラス STB-2 を撤去いたします。撤去および必要機器への交換費用はテレビ約款、インターネット約款等に定める料金が適用されるものとします。

第 11 条(解約)

加入者はケーブルプラス STB-2 サービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の 14 日前に当社にその旨を申し出るものとします。

2.加入者は解約の場合、第 7 条の規定による利用料を含む全ての料金(解約月の月額利用料も含む)を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。

第 12 条(最低利用期間)

ケーブルプラス STB2 の利用についてはテレビ約款で定めるテレビサービスの最低利用期間とは別途に本機の利用のみに定める最低利用期間があります。

- 2.加入者は課金開始月から起算して 24 カ月間の最低利用期間内に解約をする場合には、当社が定める期日までに、料金表の定めにより未経過分の利用料金を支払うものとします。
- 3.当社側のやむを得ない事情により利用を解除する場合には、前項を適用いたしません。

第 13 条(個人情報の取り扱い)

当社の保有する加入者個人情報については、当社が別に定める「個人情報の取り扱いについて」およびテレビ約款、インターネット約款に基づいて適正に取り扱います。

2.契約者の視聴状況やケーブルプラス STB-2 の使用状況並びに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査及びその分析を行い、設備の保守及び新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るために利用するものとします。

3.契約者がダウンロードしたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため、また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のために利用するものとします。

第 14 条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 15 条(合意管轄)

本規約またはケーブルプラス STB-2 サービスに関する一切の訴訟については、鳥取地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(別表) 料金表

*すべての金額は消費税込みの価格です。

項目	金額	備考
月額利用料	550 円	ケーブルプラス STB-2 1 台につき

(別記) 提携事業者によるコンテンツ

コンテンツ	提供事業者	備考
ウイルスバスター	トレンドマイクロ株式会社	

附則(施行期日)

この規定は、令和 1 年 11 月 1 日より施行します。

*令和 2 年 8 月 1 日第 13 条 3 項を追加

*令和 3 年 1 月 1 日別表料金表 金額変更

*令和 3 年 2 月 1 日別表料金表 記載金額を税込価格へ変更